

第4回小動物獣医療に関する検討会の経過及び結果

1 日時 平成17年6月14日(火)午後1時30分～午後5時15分

2 場所 三番町共用会議所 第3会議室

3 出席委員(合計10名)

伊藤 伸彦、岡本 有史、佐々木伸雄、塩谷 勝、島田 壽子、中川 秀樹、
細井戸大成、森田 邦雄、矢ヶ崎忠夫、若尾 義人

4 議事の経過及び結果

(1) 広告の制限について

広告の制限については、小動物獣医療の多様化、専門分化に伴い、飼育者が必要とする情報については、規制緩和を進めることが適切であるとされた。しかしながら、小動物獣医療の現状を鑑みると、技能、療法等について、広告の制限を緩和することにより、低価格競争などによる獣医療の質の低下や飼育者の不適切な誘引などの好ましくない状況を増大させる懸念も大きいことから、価格の広告や他の診療施設との比較広告などを制限する等、社会的混乱を防ぐ方策を取り入れた上で、規制緩和を実施することが必要であるとされた。具体的には、「狂犬病の予防注射の実施」、「去勢手術、不妊手術の実施」、「予防接種の実施」、「健康診断」は、広告可能とすることが適当とされたほか、特定の疾患についての治療方法は、疾病名や治療方法を広告できるようにするよりも、小動物獣医療の実態にあわせて、専門科名として広告できる科名の範囲を検討してはどうかとの意見が出された。また、手術件数は、飼育者にとって有益な情報ではあるものの、手術内容、レベル等が施設ごとに異なり、現状では広告すべきではないとの意見が出された。診療施設が所有している医療機器についても、飼育者にとって有用な情報であり、広告してもかまわないとの意見があった一方、医療機器の所有だけでなく、それをを用いて適切な診療が行われるか技術的な質の担保が必要ではないかとの意見が出された。

経歴については、獣医師会など公益法人の会員であることは広告して良いのではないかとの意見が出された。公益法人であっても学術団体の会員であることは、専門性と関係があることから、除くべきではないかとの意見が出された。開院歴や臨床経験年数は、飼育者が獣医師や診療施設を選択する上で有用な情報であることから広告しても良いのではないかとの意見が出された。

また、広告制限の特例を追加した後は、違反広告の取り締まり強化などが必要であると意見が出された。

(2) 獣医療補助者について

事務局から動物看護師等の認定団体、認定人数、育成機関等について資料に基づいて説明を行った。現状では複数の団体が異なる基準で動物看護師を認定しており、統一的な基準で認定する必要性があるとの意見や、獣医師法第17条で獣医師でなければ業とすることができない「診療」行為の範囲を明確にする必要性があるのではないかとの意

見が出された。獣医療補助者については、本検討会だけで結論を出すことは難しく、情報収集及び検討を継続する必要があるとの意見が出された。